

## 軽費老人ホームA型運営費補助に係る処遇改善加算取扱要領

4 福保高施第586号

令和4年7月8日

最終改正 5 福保高施第1570号

令和6年3月29日

### 1 目的

この要領は、軽費老人ホームA型運営費補助要綱（平成14年4月19日付14福高施第8号。以下「補助要綱」という。）に規定する処遇改善加算の内容、算定方法等を定めることを目的とする。

### 2 処遇改善加算

#### （1）対象施設

この加算の対象となる施設は、補助要綱に基づき、運営費補助の交付を受ける施設（定員の全てにおいて特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは除く。）のうち次の①及び②の要件を満たす施設であって、職員の処遇改善に取り組む施設として、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

① 次のア又はイのいずれかの要件を満たし、かつ、職場環境の改善など賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していること。

ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と給与体系の整備をすること。

イ 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設けること。

② 別表第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に賃金改善を行っており、当該施設の職員に引き続き支給していること。

#### （2）加算額

前記（1）の認定を受けた施設に対し、当該軽費老人ホームにおいて、賃金改善の対象となる介護職員数に、別表第3欄に掲げる補助基準額を乗じて得た額を加算する。

#### （3）算定方法等

① この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「処遇改善加算申請書」（処遇改善加算様式1）に「処遇改善計画書」等の必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。なお、処遇改善計画書は、以下を満たすものでなければならない。

ア 前記（1）①アについては、就業規則、給与規程等により、客観的に確認できるものであること。

イ 前記（1）①イについては、資質向上のための計画を策定するだけでなく、少なくとも、当該年度中に、研修の実施又は研修の機会を設けたことが確認できなければならないこと。

ウ 前記（1）②の賃金改善は、別表第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に行われたものであって、当該施設の職員に係るものでなければならないこと。なお、当該加算額を、法人の役員や主

として法人本部の業務を行う職員の給与に充てることができないこと。

エ 前記（２）で算定した加算額を上回る賃金改善を行うこと。また、加算額の３分の２以上の額を、ベースアップに相当する賃金改善額として、施設の職員に支給すること。

オ ベースアップに相当する賃金改善額とは、別表第２欄に掲げる賃金改善の対象期間の前月と比較して増額された基本給又は毎月決まって支払われる手当に係る当該年度中の合計額をいい、賞与等の一時金として支払われるものは含まない。

カ 決まって毎月支払われる手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当をいう。なお、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当や、労働と直接的な関係が薄く、労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当、住宅手当等）は含まれないこと。

キ 法定福利費の事業主負担の増加分等、当該賃金改善に伴い発生した事務費等については、賃金改善に要した費用として算定して差し支えないが、ベースアップに相当する賃金改善額には含まれないこと。

ク 併設施設等との兼務を行っている職員の賃金改善額については、当該施設における勤務時間数又は業務割合等で按分した額を算定すること。

- ② 加算の対象となる介護職員数は、別表第４欄に掲げる基準月に係る常勤の介護職員数に、基準月に係る非常勤の介護職員の当該施設における勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務する時間数で除した常勤換算数（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を加えた数とする。

ただし、定員の一部において特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の場合は、介護職員の当該施設における勤務時間であっても、特定施設入居者生活介護を担当する勤務時間及び介護予防特定施設入居者生活を担当する勤務時間については、算定の対象とならないこと。

なお、介護職員であっても、「処遇改善計画」に記載する賃金改善の対象としない職員については、算定の対象とならないこと。

また、上記により算定した介護職員数について、欠員が生じた場合は、当該年度の各月の介護職員数（常勤換算数）の平均数（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を、加算の対象となる介護職員数とする。

- ③ この加算の認定を受けた施設は、各年度の終了後、「処遇改善加算実績報告書」（処遇改善加算様式３）により、処遇改善の内容について、東京都へ報告すること。
- ④ 上記③の実績報告書により、認定を受けた加算の要件を満たさない事実が判明した場合等は、この加算の認定の変更や取り消しを行うものとする。

附 則（令和４年７月８日付４福保高施第５８６号）

この要領は、令和４年４月１日より適用する。

附 則（令和５年６月１２日付５福保高施第６００号）

この要領は、決定の日から施行し、令和５年７月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２９日付５福祉高施第１５７０号）

この要領は、令和６年４月１日より適用する。

(別表)

| 1 区分 | 2 賃金改善の対象期間      | 3 補助基準額   | 4 基準月  |
|------|------------------|-----------|--------|
| 第1期  | 令和4年2月から令和6年3月まで | 月額 9,000円 | 令和4年4月 |
| 第2期  | 令和6年4月以降         | 月額 6,000円 | 令和6年4月 |

(注) 第1期の加算の認定を受けている施設が、令和6年2月から令和6年3月までの間に賃金改善を行った場合は、第2期の対象期間に含むものとして差し支えない。